

改正

平成19年12月26日条例第36号

平成25年9月30日条例第31号

深谷市予防接種健康被害調査委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定に基づき、本市が実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、深谷市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市が実施した予防接種による健康被害の発生に際し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 当該事例に係る医学的見地からの調査
- (2) 当該事例の状況及び診療内容に関する資料収集
- (3) 当該事例に係る特殊検査又は剖検の実施に関する助言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、6人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人深谷市・大里郡医師会から推薦された医師 2人
- (2) 県が選任した専門医師 1人
- (3) 保健所長 1人
- (4) 市の職員 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第2号に規定する委員の任期については、この限りでない。

2 委員は、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くとともに、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部保健センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。